

出張報告書

No. 10523510
議員出張報告書綴

下関市議会議長殿

令和5年8月14日

<p>職氏名</p> <p>議員 星出 恒夫</p>	<p>用 務</p> <p>先進地行政視察</p> <p>(1)空地における除草等の支援について (木津川市)</p> <p>(2)観光ボランティアガイドに対する支援について (東近江市)</p> <p>(3)避難行動要支援者に関する取組について (岡山市)</p>
<p>期 間</p> <p>令和5年8月 8日(火)から 令和5年8月10日(木)まで</p>	<p>出張先</p> <p>京都府木津川市 滋賀県東近江市 岡山県岡山市</p>

別紙のとおり

●視察報告

- ・日 時：令和5年8月8日（火） 13：10～14：30
- ・場 所：木津川市役所 議会棟 第2委員会室
- ・参加者：下関市議会議員 星出恒夫
- ・対応者：市民部まち美化推進課 主査 諸井真 主任専門員 藤岡忠司
- ・内 容：テーマ⇒空地に対する除草等の支援について

① 空地の除草等に関する条例について

- ・令和3年度6月議会に上程した時の資料により説明を受けた。
- ・令和3年条例を全部改正した理由は指導を行っても除草等が実施されない事例があることから適切な指導を行い、良好な生活環境を確保するためであった。
- ・周辺市町も条例化したこともあった。（精華町、京田辺市、城陽市、奈良市）
- ・条例改正するために、市民からのパブリックコメントを実施したが、「さらに厳しくしてほしい」や「行政代執行をPRしてほしい」など、条例改正に肯定的な意見がほとんどで、反対意見はなかった。
- ・行政代執行の項目は設けたが、罰則までは規定しなかった。
- ・条例改正したからといって、命令や行政代執行はまだ実施していない。

② 空地除草指導等の方法と実績

- ・ご近所の方から依頼を受けて指導をしていく。電話での依頼や、地域長さんの依頼が多い。依頼があれば、現地調査に行き、独自基準にあえば文書で依頼、1か月程度の期限を設け、実施していなければ再度文書指導をする。除草される割合は80～90%、悪質の開発業者もいて、開発業者が管理していると書いてあっても対応されないケースもある、スズメバチでも放置しているケースがある。
- ・令和元年度の指導件数は159件、令和2年度は103件、令和3年度は159件、令和4年度は125件、令和4年度の125件のうち除草受託を受けたのは30件

である。

- ・「空地の除草等に関する指導・助言書」を送付する際に、「除草等委託申請書」も同封し、遠方の方などに自己処理が出来ない場合の方法を伝える。毎年 30 件前後の依頼がある。

- ・指導しても除草等対応されない場合、やむなく環境保全のため自治会の役員さんで行う場合がある。市としては財産権の問題等もあるので所有者の了解を得てください等のお願いをする。市から積極的にしていただきとは言わない。

- ・市道にはみだしている場合は道路関係部局で対応する。

- ・市街地の場合は地目に関係なく指導・助言をしていく。

- ・指導・助言文書と依頼書を送って、入金が確認されたら文書で依頼書を送ってもらい、除草等を実施する。

- ・除草受託を受けた場合の受託単価は長い間、市の事務費は取らなかったが、条例全部改正時に単価を上げて、市の事務費を取ることにした。

- ・委託業者は毎年見積もり合わせをするが、5～6 者程度である。

- ・3年に1回くらいは除草しているケースもある。指導文書の2回目もあるが、内容はあまり変わらない。それでも対応されない場合は電話、訪問をすることもある。市外でも近い場合は京都、大阪、奈良など訪問する。

③ 課題と今後の対応

- ・相談を受けても、所有者がわからないケースもあり、指導、命令することも出来ず、放置せざるを得ない場合がある。

- ・所有者不明土地の場合、税情報を使えないので、明らかにすることは難しく、空家対応と同様に税情報を確認できるように働きかけていかないといけない。

- ・令和4年度の125件は木津川市の方は40%、奈良や京都の方が多い。
- ・高齢化して帰らないとか、遠方の方が多い、買ってくれない場合が多いということそのままになっている。悪質な業者が若干いる。
- ・代執行してほしいという声もあり、今後検討が必要である。
- ・耕作放棄地としての農地の対策

④ その他

- ・令和5年4月から民法改正があり、「所有者が対応しない場合、一定期間をあげ、所有者の同意で伸びた枝も切れることとなったが、トラブルも考えられ、市としては積極的に周知していない。
- ・空家の除草等の問題もあり協議したが、窓口は別々となった。

●視察報告

- ・日 時：令和5年8月9日（水） 9：15～10：30
- ・場 所：東近江市役所 議会棟 会議室
- ・参加者：下関市議会議員 星出恒夫
- ・対応者：商工観光部管理監 植田光彦 観光物産課 山田亜耶
- ・内 容：テーマ⇒観光ボランティアガイド協会と市の連携について

① 観光客数の推移

・観光戦略を定めており、現在2期目を迎えている。目標として令和8年度に観光入込客数310万人、観光宿泊者数20万人としている。令和元年2,818千人をピークにコロナ禍により、令和2年2,049千人、令和3年2,204千人となったが、令和4年2,441千人と徐々に増えてきている。宿泊者数は令和4年19万人と目標の20万人に近づいている。

・滋賀県の中でも一番暑い町ともいわれるが、万葉集の舞台となっていたり、聖徳太子に関する歴史もあるまちである。

② 観光ボランティア協会の概要

・平成17年2月11日八日市市、神崎郡永源寺町・五個荘町、愛知郡愛東町・湖東町が合併して発足し、平成18年1月1日神崎郡能登川町・蒲生郡蒲生町を編入した。それぞれの市町で運営していた協会も合併後10年経過してようやく一つの組織になった。

・観光戦略2期目であり、5つの戦略の中で5番目の人づくりとネットワークの構築が観光ボランティアガイド協会と関係している。

・会員数は現在71人で、役員は9人、会長、副会長2人、会計、支部長3人、監査2人である。

③ 観光ボランティアガイド事業補助金の概要

・もともと、それぞれの市町であった補助金であったが、組織が一つになったのをき

っかけに、交付要綱が整備され、補助金額はしばらく 477,000 円であったが、コロナ禍も落ち着いてきたので、500,000 円に増額した。

- ・補助金額は予算の範囲内で対象経費の 10 分の 9 以内の額である。
- ・昨年は補助金で長袖ユニフォーム 45 着と夏用ユニフォーム 70 着を新調した。

④ 観光ボランティアガイド協会の実績

・令和 3 年度のガイド実績は 207 回、参加者数 1,985 人、令和 4 年度は 231 回、参加者数 2,575 人である。

・年 5 回の研修を行っており、県外研修も実施しており、他市の団体と情報交換会を実施した。

・新規ガイドの募集を行ったり、ケーブルテレビに出演したり、広報紙の発行、新聞への投げ込みなど幅広く広報活動を実施している。

⑤ 市と観光協会、観光ボランティアガイド協会との関わり

・市役所の別館に観光協会の事務所がありその中に所属しているが、職員は常駐していない。

・観光ボランティアガイドとの関わりとしては、市で出来ること、しなければならぬことをボランティアガイドで支えてもらっていると考えている。

・高齢化もあって、地域も広いし、いろんなどころに行くとなると知識も高めていかなくてはいけない。方向性としては、このような組織があることがおもてなしをするためには必要と感じている。

・観光パンフレットでいえば、P8、9、10、11がボランティアガイドと関係がある。

- ・観光ボランティアガイド協会も高齢化してきており、補助金の申請等手続きが複雑化していることや定例会、総会資料作りも負担が大きく、観光協会や市がサポートしている。

⑥ 今後の方向性

- ・ホテル数としてはまだまだ数が足りていないと感じている。大阪万博が予定されており、多くの方が訪れる予定になっているが、その後のことも考えて計画していないといけない。

- ・ボランティアガイドに求めることとして、あまり難しいところを求めてはいけないと思う。ただし、インバウンドをお願いしたいというものもあるが、身の丈に合った活動をお願いしたいという気持ちもある。

●視察報告

- ・日 時：令和5年8月10日（木） 10：00～
- ・場 所：岡山市役所 議会棟 会議室
- ・参加者：下関市議会議員 星出恒夫
- ・対応者：岡山市危機管理室地域防災担当課長 井上義浩、地域支援担当係長 酒井豊治、危機管理室係長 貞包伸弘、危機管理室 近藤真吾
- ・内 容：テーマ⇒防災対策

① 個別避難計画の作成

・岡山市では、自主防災組織をはじめとする地域の皆さまに協力いただき、個別避難計画の作成を進めている。新たに福祉事業者の皆さまにも協力いただき、ケアマネジャーや相談支援専門員等がかかわっている要支援者について、市との委託契約にもとづき個別避難計画を作成する個別避難計画作成業務委託事業を実施している。令和5年度予算額は5,600千円（7,000円×800件）

・市が定めた作成しなければならない対象者は約10,000人おり、そのうち名簿情報提供に同意をしている要支援者は約7,000人、そのうち、作成の優先度が高い方は約3,400人

・平成27年度から作成を始めており、令和3年時点で作成済みは700人

・基本的な流れとして、訪問、聞き取り⇒調整会議⇒避難訓練という3つのステップがあり、それをこなしてもらわないといけない。

・作成にあたっては委託業務を始めた。自治防災組織へは活動運営費助成金として1件当たり3,000円。令和5年度予算額は1,350千円（3,000円×450件）

・岡山市は毎年、岡山市避難行動要支援者名簿（福祉担当部局）を確認し、そこに掲載されていることが条件、危険区域の方が約3,400人いて、個別避難計画の作成を優先的に進めてきた。

・小学校区ごとに安心安全ネットワーク組織があり、覚書を交わしたうえで岡山市避難行動要支援者名簿を渡している。

- ・避難行動要支援者名簿の作成は平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、名簿作成が市町村の義務となったこともあり、要介護認定 3 以上や身体障害者手帳 1・2 級を所持する方など、一定の要件に該当する方のうち、個人情報の提供について同意を得られた方の名簿を作成し、地域の避難支援等関係者に提供しているもの。

- ・改正災害対策基本法が 2021 年 5 月 20 日から施行され、災害時に自力避難が難しい高齢者や障害者らの「個別避難計画」の策定が自治体の努力義務となったが。今までも同様のものは作成してきており、その時と内容は変わらない。

- ・課題としては、自主防災組織の未結成の地域があることである。また、地域の高齢化等による活動の担い手不足などである。

② 南海トラフ巨大地震に対する備え

- ・地震防災マップ(ゆれやすさマップ、地震危険度マップ、液状化危険度マップ)は、内閣府設置、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震を設定しており、それをもとにその他、岡山市特有の地形・地質、過去の災害等を加味し作成している。

- ・被害想定は最大で震度 6 強、津波高 2.6m、津波到達時間は 2 時間 50 分である。なお、南海トラフ巨大地震では揺れに伴う液状化の発生も懸念されるため、ハザードマップを作成している。

- ・市民に対しては各種防災教室等で周知すると共に、令和 5 年 8 月から 9 月にかけてハザードマップ(洪水、土砂、津波、高潮)の全戸配布を行う。

③ 自主防災組織

- ・岡山市では、令和 5 年 4 月から、岡山市に結成届を提出されている自主防災組織に属し、防災活動を行う方が、災害時の活動中に事故でケガをしてしまった場合の補償保険に加入している。保険料は全国市長会の損保ジャパンの項目の中に社会奉仕活動が該当するとして、予

算 600 万円を計上した。自主防災組織からも災害時の活動に対する補償について声があった。

- ・これまで自主防災組織に対して資機材を交付していたが、西日本豪雨をきっかけとして、平成 31 年度から助成制度の拡充をした。

- ・小学校区ごとに連合町内会があり 96 組織あり、74 団体に組織、単位自治会は 1713 町内会があり、1,101 が組織化されている。

- ・岡山市では、自主防災組織や町内会等が実施する防災訓練・研修・講座・学習会・イベント等に対して、消費期限の迫った備蓄食糧の給付を行っています。

給付する備蓄食糧は、アルファ化米（おかゆ含む）、クラッカー（ライスクッキー含む）、水（500ml 入り）。

ただし、災害が発生し、災害現場で大量の備蓄食糧の必要性が生じた場合には、給付を中止する場合がある。

- ・岡山市は連合防火委員会（103 委員会）、幼年消防クラブ（26 クラブ）、少年消防クラブ（19 クラブ）、女性防火クラブ（39 クラブ）、防火安全協会（514 事業所）が自主防災組織として活動しています。（令和 3 年 3 月 31 日現在）

- ・岡山県の方でも補助制度がある。

- ・自主防災組織が地域の防災マップを作成した場合も、上限額 3 万円で 3 年に 1 回のみ助成をしている。

④ 避難所の実態

- ・福祉避難所は高齢者福祉施設や障害者支援施設等の中に開設される避難所で、現在 75 か所あり、それぞれ協定を締結している。

- ・担当は保健福祉部保険福祉企画総務課である。平成 30 年の豪雨を経験として、避難所については福祉避難所以外も協定を締結し増やしている。

- ・事業所からも避難所として活用してほしいなどの申し出があった。

・避難所においてある備蓄品は簡易ベッドや毛布などであり、保管場所は旧市民病院、岡山ドーム観客席下備蓄倉庫、西大寺百花プラザ備蓄倉庫、旧大井小学校 北長瀬未来ふれあい総合公園集中備蓄倉庫、南区集中備蓄倉庫、各区役所、各支所、各地域センター、各ふれあいセンター、各公民館他、小・中学校である。必要最低限の毛布を集中備蓄倉庫に保管、簡易ベッドは発砲ポリプロピレン製であり、高価ではあるがコロナ対策として、消毒が出来るメリットもある。

・避難所の開設にあたっては、避難所が開いていないなどのトラブルを避けるため、指定の職員が避難所に到着して広報するようにしている。

・四国や静岡では自動で鍵が開く形になっているところもあるが、高価になる。

・岡山市備蓄計画については、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、円滑な物資の供給をするために策定しており、自助・共助の考え方を基本とし、市民による日頃からの家庭内備蓄、流通業界等からの流通備蓄、他都市からの救援物資等を考慮しながら、市民、企業、行政が一体となり災害に対処することを目標としている。

南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、岡山市では2011年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かして、備蓄品目、備蓄数量、備蓄場所の拡充をすすめてきましたが、熊本地震などから得られた課題・教訓を踏まえ、さらなる備蓄体制の強化を図ることを目的として、備蓄計画の見直しを行った。

・平成30年7月豪雨における状況⇒床上浸水：3,285棟 主な浸水区域図 床下浸水：4,399棟、避難対象者：317,878世帯、691,946人 開設避難所：市内70箇所 避難者数：3,313人であったが、その後、大規模な避難者が出たことはない。

・平成30年7月豪雨により、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者237名（広島県115名、岡山県66名、愛媛県31名、他府県25名）、行方不明者8名、重軽傷者は432名となった（消防庁情報、平成31年1月9日現在）⇒このことを教訓に防災対策を行っている。